資料 1 - 1

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 5月6日(休)まで保育所等への登園の自粛を依頼

一保育料・給食費は日割り計算で還付しますー

先日7都府県に発令された緊急事態宣言を受け、本市でも新型コロナウイルス感染症拡大への警戒を強 めていますが、昨日も市内で感染者が発生するなど、気の抜けない状況が続いています。このような現状 を踏まえ、生駒市では、本日、子どもたちやご家族の生命、健康を守るため、市内保育所やこども園への 登所・登園の自粛を保護者の皆さまに依頼いたしました。

緊急事態宣言を受け、在宅での勤務や自宅待機をしておられる保護者が増加していること、また、保育 所等には通常時とそれほど変わらない多くの児童が通園していること等をかんがみ、保育所での感染防止 に向けた取組を徹底しているものの、感染拡大のリスクを一層低減させるため、今回の依頼に至りました。 このご依頼は、ご家庭の保育が可能な方等を対象とするものであり、保護者の就労等により保育所等の利 用が引き続き必要な方の登園自粛まで要請するものではありません。

また、登園を自粛いただいた場合、これまでは、連続10日以上の休みがあった場合のみ保育料を還付 していましたが、今後は保育料(0~2歳児)・給食費(3~5歳児)を登園日数に応じ、日割り計算で決 定し、還付します。

なお、今後、感染がさらに拡大するなど、より厳しい登園自粛をお願いする場合は別途ご案内します。

# ■登園自粛期間

4月17日(金)~5月6日(休) ※緊急事態宣言期間

## ■保育料日割り計算の対象者・対象期間

市内全認可保育園・こども園に通う0~2歳児、4月1日(水)~5月6日(休)

#### ■保育料の計算方法

4月の保育料=月額保育料÷25日×出席日数

#### ■保育料の返還方法

一旦、通常通りお支払いいただき、後日、日割り計算をした保育料との差額を返金

#### 給食費日割り計算の対象者・対象期間

公立保育園に通う3~5歳児と公立こども園に通う2号認定児、4月1日(水)~5月6日(休) ※詳細は、園を通じてお知らせします。

# 緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたことに伴う、 市立幼稚園、こども園、小・中学校の対応

緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたことに伴う、臨時休業中(5月6日(水)まで)の市内各校園の対応をお知らせします。

#### ■ 小・中学校における対応

- ◇ 自主登校及び登校日は中止します。
- ◇ 学童保育
  - ・通常時に学童保育に通所している児童・家庭

学校での受け入れ後、通常どおり学童保育を実施しますが、感染拡大のリスクを低減させる ため、登所の自粛をお願いします。

・通常時には学童保育に通所していないが特別な配慮が必要な児童・家庭

下記の基準に該当する家庭は、特別措置として、小学校に限って児童の受け入れを行い、教職員が対応します。この特別措置については、一定の基準を設け、必要な場合に限定します。

# 【特別措置についての基本的な基準(すべてを満たす場合)】

- ・保護者の方が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合 やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭、もしくは、突発的な介護や育児、疾 病・ケガ等の特別な事情により児童の保育ができないご家庭
- ・受け入れを希望する児童が小学3年生以下であること

## 【特別措置を希望するご家庭の相談窓口】

受け入れの可否を判断するために、受け入れ希望者からの申請は専用相談窓口(市役所2階17番窓口)で受け付けます(背景・事情次第で受け入れできない場合があります)。

生駒市教育委員会事務局

電話/0743-72-2575・0743-72-2576 (ともに直通)

受付時間/平日8時30分~17時15分

※4/18(土)・4/19(日)も、相談を受け付けます。

- ◇ 校庭の開放は中止します。
- ◇ 学校図書館の開放は中止します。
- ◇部活動は引き続き中止します。

#### ■ 幼稚園・こども園(1号認定児)の対応

- ◇自主登園は中止します。
- ◇特別な配慮が必要な園児、家庭への対応 5月6日(水)までの期間は、下記の特別措置としての基準を満たす場合は各園で受け入れます。

#### 【特別措置についての基本的な基準】

保護者の方が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合やひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭、もしくは、突発的な介護や育児、疾病・ケガ等の特別な事情により児童の保育ができないご家庭

## 【特別措置を希望するご家庭の相談窓口】

受け入れの可否を判断するために、受け入れ希望者からの申請は専用相談窓口(市役所2階19番窓口)で受け付けます(背景・事情次第で受け入れできない場合があります)。

生駒市教育委員会事務局(こども課)

電話/0743-74-1111 (内線 771)

受付時間/平日8時30分~17時15分

※4/18(土)・4/19(日)も、相談を受け付けます。

◇園庭の開放は中止します。

## ■ その他

登校(園)には、必ず検温し、37.5℃以下であること及び咳、喉の痛み、だるさ等、風邪の症状がないことを確認したうえで、健康チェック表への記載を求めています。

この件に関する報道関係からのお問い合せ

小学校・中学校 生駒市教育指導課 (課長 前田) ☎0743-74-1111 (内線 631) 幼稚園・こども園 生駒市こども課 (課長 松田) ☎0743-74-1111 (内線 771)